

宮崎県建設工事元請・下請関係適正化等指導要綱

平成16年4月1日
総務部財政課
県土整備部管理課

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮崎県が発注する建設工事（以下「県工事」という。）において、下請契約の適正化及び下請負人の保護並びに適正な施工体制の確立に関する遵守事項その他必要な事項について定めることにより、元請負人と下請負人の関係の適正化等を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 元請負人 県工事に係るすべての下請契約における注文者をいう。
- 二 下請負人 県工事に係るすべての下請契約における請負人をいう。

(下請負人の選定)

第3条 元請負人は、下請負人の選定に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- 一 その建設工事の施工に関して建設業法（昭和24年法律第100号）の規定を満たす者であること。
- 二 県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号。以下「資格要綱」という。）第10条の規定による入札参加資格停止を受けている者でないこと。
- 三 過去における工事成績が優良であること。
- 四 その建設工事を施工するに足る技術力を有すること。
- 五 その建設工事を施工するに足る労働力を確保できると認められること。
- 六 その建設工事を施工するに足る機械器具を確保できると認められること。
- 七 その建設工事を施工するに足る法定資格者を確保できると認められること。
- 八 財務内容が良好で、経営が不安定であると認められないこと。
- 九 建設事業を行う事業場ごとに雇用管理責任者が任命されているとともに、労働条件が適正であると認められること。
- 十 一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用している者にあつては、就業規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- 十一 建設労働者の募集は適法に行うことはもとより、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）に違反して不法に外国人を就労させるおそれがないと認められること。
- 十二 過去において労働災害をしばしば起こしていないこと。
- 十三 賃金不払を起こすおそれがないと認められること。
- 十四 現に事業の附属寄宿舍に建設労働者が居住している場合においては、寄宿舍規則を作成し、労働基準監督署に届け出ていること。
- 十五 取引先企業に対する代金不払を起こすおそれがないと認められること。

(下請契約の締結及び履行)

第4条 元請負人は、下請契約の締結に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。また、当該下請契約の変更についても同様とする。

- 一 建設工事について、地盤の沈下その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、当初請負契約を締結するまでに、下請負人に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

- 二 建設工事の開始に先立って、建設工事標準下請契約約款（昭和５２年４月２６日中央建設業審議会勧告）又は同契約約款に準拠した内容を持つ下請契約書により、下請負人と下請契約を締結すること。
 - 三 資材等の高騰等に伴う価格転嫁を円滑化するため、建設業法第１９条第１項第８号に定める「価格等の変動又は変更に基づく工事内容の変更及び請負代金の変更額の算定方法に関する定め」について下請契約書に記載すること。
 - 四 自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を行うために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金とする下請契約及び著しく短い期間を工期とする下請契約を締結しないこと。
 - 五 下請契約を締結する前に、下請負人に対し、施工責任範囲、建設工事の難易度、施工条件、工期及び工程等を具体的に提示するとともに、建設業法第２０条に基づき、下請負人が見積を行うために必要な期間を確保すること。
 - 六 請負金額の決定は、見積及び協議を行う等の適正な手順を踏まえた上で行うこと。
 - 七 正当な理由なく、下請契約に係る請負代金を減額しないこと。
- ２ 元請負人は、下請契約（変更後の下請契約を含む。以下同じ。）の履行に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
- 一 下請負人から請負契約締結前に、建設業法第２０条の２第２項で定める通知を受け、請負契約の締結後に当該通知に係る事象が実際に発生し、工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更に関する申し出があったときは、正当な理由がある場合を除き、誠実に協議に応じるよう努めること。
 - 二 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象であって、下請負人から請負契約の締結前に建設業法第２０条の２第２項で定める通知をされていないものが契約後に生じた場合であっても、前号に準じて誠実に協議に応じること。
 - 三 自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に使用する資材若しくは機械器具又はこれらの購入先を指定し、これらを下請負人に購入させてその利益を害しないこと。
 - 四 建設工事を行うために必要な工程の細目及び作業方法その他元請負人において定めるべき事項を定めようとするときは、あらかじめ、下請負人の意見を聞くこと。
 - 五 下請負人からその請け負った建設工事が完成した旨の通知を受けたときは、当該通知を受けた日から２０日以内で、かつ、できる限り短い期間内に、その完成を確認するための検査を完了すること。
 - 六 前号の検査によって建設工事の完成を確認した後、下請負人が申し出たときは、直ちに当該建設工事の目的物の引渡しを受けること。
- ３ 元請負人及び下請負人は、建設機械又は仮設機材の賃貸等に当たっては、県内業者を積極的に使用するよう努めるものとする。
- （請負代金等の支払）
- 第５条 元請負人は、下請契約に係る請負代金の支払に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。
- 一 請求書提出日から支払日（手形の場合は手形振出日）までの期間をできる限り短くすること。
 - 二 元請負人が県又は注文者から請負代金の支払を受けたときは、当該支払を受けた日から１月以内で、かつ、できる限り短い期間内に下請契約に係る請負代金を支払うこと。
 - 三 請負代金の支払は、できる限り現金払とし、現金払と手形払を併用する場合にあっては支払額に占める現金の比率を高めるとともに、少なくとも労務費相当分については現金払とすること。
 - 四 手形期間は６０日以内で、かつ、できる限り短い期間とすること。
 - 五 元請負人が前払金の支払を受けたときは、下請負人に対して、資材の購入及び労働者の

募集その他建設工事の着手に必要な費用を前払金として現金で支払うよう適切な配慮をすること。

- 2 元請負人が特定建設業者であるときは、下請契約に係る請負代金の支払に当たっては、下請負人が特定建設業者又は資本金額が4千万円以上の法人である場合を除き、前項各号に規定する事項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守するものとする。

- 一 請負代金の支払は、前条第2項第4号に規定する建設工事の完成の通知を受けた日（以下「完成通知日」という。）から50日以内で、かつ、できる限り短い期間内に行うこと。
- 二 手形払を利用する場合にあっては、一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付しないこと。
- 三 請負代金の全部又は一部の支払が完成通知日から50日を超過して行われたときは、当該超過支払額について、当該超過日数に応じ、年14.6パーセント（閏年にあっては年14.64パーセント）の割合で計算した金額を遅延利息として支払うこと。

- 3 元請負人及び下請負人は、資材業者、建設機械又は仮設機材の賃貸業者等に対する代金の支払に当たっては、前2項の規定を適用するものとする。

（適正な施工体制の確立）

- 第6条 元請負人及び下請負人は、適正な施工体制の確立を図るため、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- 一 一括下請負については、いかなる方法をもってするを問わずこれを行わないこと。
- 二 不必要な重層下請は、中間において不合理な利潤がとられ、これがひいては建設工事の質の低下、下請負人の労働条件の悪化を招くおそれがあること、実際の建設工事施工上の責任の所在を不明確にすること及び発注者である県の信頼に反するものであること等種々の弊害を有することからこれを行わないこと。

（技術者の適正な配置）

- 第7条 元請負人及び下請負人は、請負金額が4千5百万円以上（建築一式工事にあつては9千万円以上）の建設工事にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者のうちから、建設業法に規定する主任技術者又は監理技術者を専任で置くものとする。ただし、建設業法第26条第3項各号に該当する場合は、この限りでない。

- 2 県工事を直接請け負った元請負人（以下「直接施工者」という。）は、下請契約の総額が5千万円以上（建築一式工事にあつては8千万円以上）となる場合にあつては、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者のうちから、建設業法に規定する監理技術者を専任で置き、工事現場における建設工事の施工の技術上の総括的管理を行わせるものとする。ただし、建設業法第26条第3項各号に該当する場合は、この限りでない。

（建設労働者の雇用条件等の改善）

- 第8条 元請負人及び下請負人は、建設労働者の雇用条件等の改善を図るため、次に掲げる事項について遵守するものとする。

- 一 建設労働者の雇入れに当たっては、適正な労働条件を設定するとともに、労働条件を明示し、雇用に関する文書の交付を行うこと。
- 二 適正な就業規則の作成に努めること。この場合、一の事業場に常時10人以上の建設労働者を使用する者にあつては、必ず就業規則を作成の上、労働基準監督署に届け出ること。
- 三 賃金は毎月1回以上一定日に現金でその全額を直接、建設労働者に支払うこと。
- 四 建設労働者名簿及び賃金台帳を適正に作成すること。
- 五 労働時間管理を適正に行うこと。この場合、労働時間の短縮や休日の確保には十分配慮すること。
- 六 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に従う等建設工事を安全に施工すること。
特に、新たに雇用した建設労働者、作業内容を変更した建設労働者、危険又は有害な作業を行う建設労働者及び新たに職長等建設労働者を直接指揮監督する職務についた者等に対する安全衛生教育を実施すること。

- 七 災害が発生した場合は、直接の元請負人及び直接施工者に報告すること。
- 八 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付すること。なお、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。
- 九 任意の労災補償制度に加入する等労働者災害補償に遺漏のないよう努めること。
- 十 建設業退職金共済組合に加入する等退職金制度を確立すること。
- 十一 自らが使用するすべての建設労働者に対し、健康診断を行うよう努めること。特に、常時使用する建設労働者に対しては、雇入れ時及び定期の健康診断を必ず行うこと。
- 十二 建設労働者のための宿舍を整備するに当たっては、その良好な居住環境の確保に努めること。この場合、労働基準法（昭和22年法律第49号）における寄宿舎に関する規定を遵守すること。
- 十三 建設現場における快適な労働環境の実現を図るため、現場福利施設（食堂、休憩室、更衣室、洗面所、浴室及びシャワー室等）の整備に努めること。特に、直接施工者は、これに努めること。
- 十四 建設労働者の能力の開発及び向上のため、技術及び技能の研修等、教育訓練に努めること。
- 十五 雇用管理責任者を任命し、その者の雇用管理に関する知識の習得及び向上を図るよう努めること。
- 十六 建設労働者の募集は適法に行うこと。
- 十七 出入国管理及び難民認定法に違反して不法に外国人を就労させないこと。
- 十八 前各号に定める事項のほか、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第7条の3各号に規定する法令を遵守すること。

- 2 直接施工者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和51年法律第33号）及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に係る保険料の適正な納付及び適正な工程管理の実施等の措置を講ずるとともに、すべての下請負人が前項各号に規定する事項について措置するよう指導、助言その他の援助を行うものとする。

（発注機関への報告）

- 第9条 直接施工者は、当初の契約に係る請負金額が1千万円を超える県工事について、県から完成払を受けた日から1月以内に、下請工事に関する状況報告書（別記様式第1号）を発注機関の長に提出するものとする。

- 2 直接施工者は、その直接の下請負人が県外に営業上の本店を置く者である場合は、下請負人選定理由書（別記様式第2号）により、当該下請負人を選定した理由を発注機関の長に報告するものとする。

（県の指導及び助言等）

- 第10条 発注機関の長は、この要綱の適正な施行を確保するため、直接施工者に対する必要な指導又は助言を行うものとする。

- 2 発注機関の長は、前号に規定するほか、元請負人又は下請負人がこの要綱に定める事項に違反し、工事の適正な施工の確保が困難となるおそれが生じた場合において、必要があると認めるときは、直接施工者に対して、調査又は是正その他必要な措置を講ずるよう指示するものとする。

（下請苦情相談窓口の設置）

- 第11条 元請負人と下請負人との間に生じた紛争等の解決を図るため、県土整備部管理課、西臼杵支庁及び各土木事務所に下請苦情相談窓口を置く。
- 2 下請苦情相談窓口の開設時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで（土曜日、日曜日、12月29日から1月3日まで及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日を除く。）とする。
- 3 管理課長は、下請苦情相談窓口で受付けた苦情又は相談に関し、この要綱の目的を達成す

る範囲内において、発注機関の長に対して指導及び助言を行い、又は報告を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年5月19日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年3月3日から施行する。

下請工事に関する状況報告書

許可番号
主たる営業所の所在地
商号又は名称
代表者氏名

当社が受注した県工事について、下記のとおり報告します。

1 元請工事の概要

工事名	
請負金額(最終契約額)	千円
工期(契約工期)	年 月 日 ～ 年 月 日

2-1 下請に出した工事の概要

許可番号	商号	県内・県外の別	施工部分の内容	下請代金(千円)	契約方式(※)
		県内・県外			
		県内・県外			
		県内・県外			
		県内・県外			
		県内・県外			
合 計		県内件数	県内		
		県外件数	県外		

※契約方式(次から選択し、番号を記入してください)

- 1 基本契約 2 個別契約 3 注文書、請書 4 口頭契約

2-2 下請代金等の処理状況

(1)元請業者の受入状況

前 払 金		出来形払		完 成 払	
受入年月日	年 月 日	受入年月日	年 月 日	受入年月日	年 月 日
		受入額	千円		
		受入年月日	年 月 日		
受入額	千円	受入額	千円	受入額	千円
		受入年月日	年 月 日		
		受入額	千円		

(2)下請業者への支払状況

許可番号	商号	前払金			出来形払			完成払		
		支払額 (千円)	うち手形払 (千円)	期間	支払額 (千円)	うち手形払 (千円)	期間	支払額 (千円)	うち手形払 (千円)	期間
合 計										

3 建設資材等の状況

資材名	利用先業者名	県内・県外の別	支払額(千円)	うち手形払 (千円)	期間
		県内・県外			
		県内・県外			
		県内・県外			
		県内・県外			
		県内・県外			
合 計	県内件数	県内			
	県外件数	県外			

- 備考 1 この報告書は、当初契約額が1千万円以上の場合に提出すること。
 2 完成払いを受けた日から1か月以内に提出すること。
 3 記入欄が不足するときは、欄を適宜追加すること。

(発注機関の長) 殿

請負者 主たる営業所の所在地
商号又は名称
代表者氏名

下請負人選定理由書

県外に営業上の本店を置く建設業者を下請負人に選定した理由について、下記のとおり報告します。

記

1 工 事 名

2 工 事 場 所

3 契約年月日

4 工 期 自 年 月 日
至 年 月 日

5 請 負 代 金 円

6 下請負の内容

工事の種類	
工事の内容	
下請予定額	円

7 選定理由

下請負人の商号又は名称	
主たる営業所の所在地	
建設業許可番号	国土交通大臣 知事許可(一)第 号
資格要綱に基づく等級	土()建()ほ()管()電()
下請負人に選定した理由	

備考 1 不要な項目は消すこと。

2 下請負人に選定した理由欄には、他社との相見積の状況、特殊工法に関する施工能力、特殊機械の保有状況等を具体的に記載すること。